○防衛省告示第三十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月十三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年三月二十日及び同月二十一日（予備、同月二十二日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月十三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年三月二十一日（予備、同月二十二日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月十三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年三月二十七日（予備、同月二十八日から同月三十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月十三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年三月二十八日（予備、同月二十九日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年三月十三日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年三月二十八日（予備、同月二十九日及び同月三十日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十三日

北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名　図面縦覧場所

一般国道　七号　村上市岩崎字白岩三一一番一地内　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月十四日

○北陸地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十三日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号及び三百四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市岩崎字白岩三一一番一地内	前	一三・五〇～一三・〇〇メートル	〇・〇六〇キロメートル
	後	一三・五〇～二三・二五メートル	〇・〇六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所